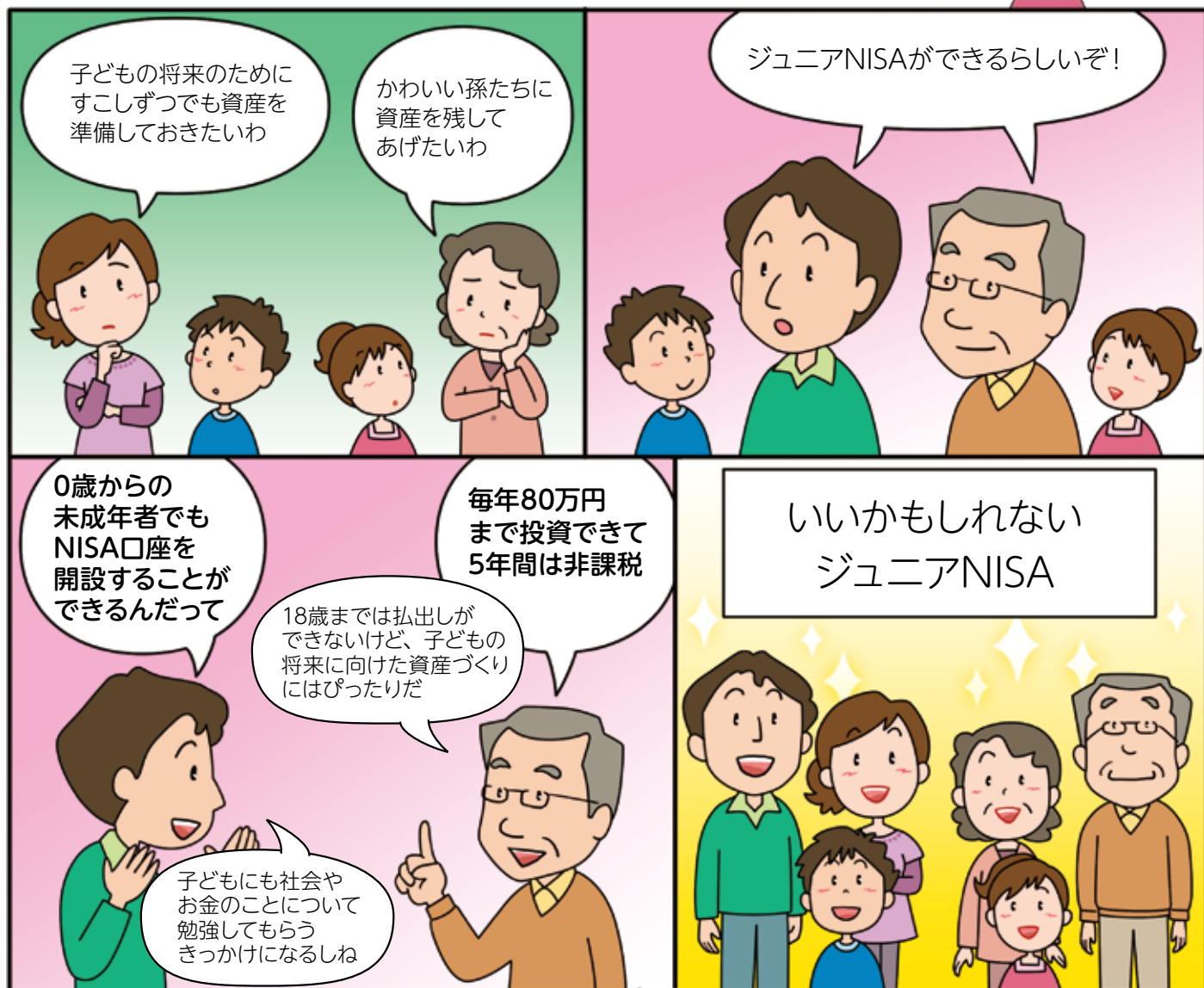


新しいNISAが始まる！

………ジュニアNISAの開始………

平成28年から未成年者のNISA口座開設が可能となります。
(平成28年1月から申込み受付開始、4月より投資可能)



ジュニア NISAの ポイント

- ① 子どもの将来に向けた資産運用のための制度
- ② 日本に住む0～19歳の未成年者が口座開設できます
(親権者等が代理で資産運用を行うことができます)
- ③ 投資上限額は、毎年80万円まで(5年間で最大400万円)
- ④ 非課税期間はNISAと同じ、投資した年から5年間
- ⑤ 投資額からの収益(売却益・配当等)はもちろん非課税
- ⑥ 20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます

詳しくは裏面へ

NISA(少額投資非課税制度)ってなに？

毎年100万円までの投資額から得られる収益(売却益・配当等)は非課税となる制度です。

制度対象者 20歳以上の日本国内在住者

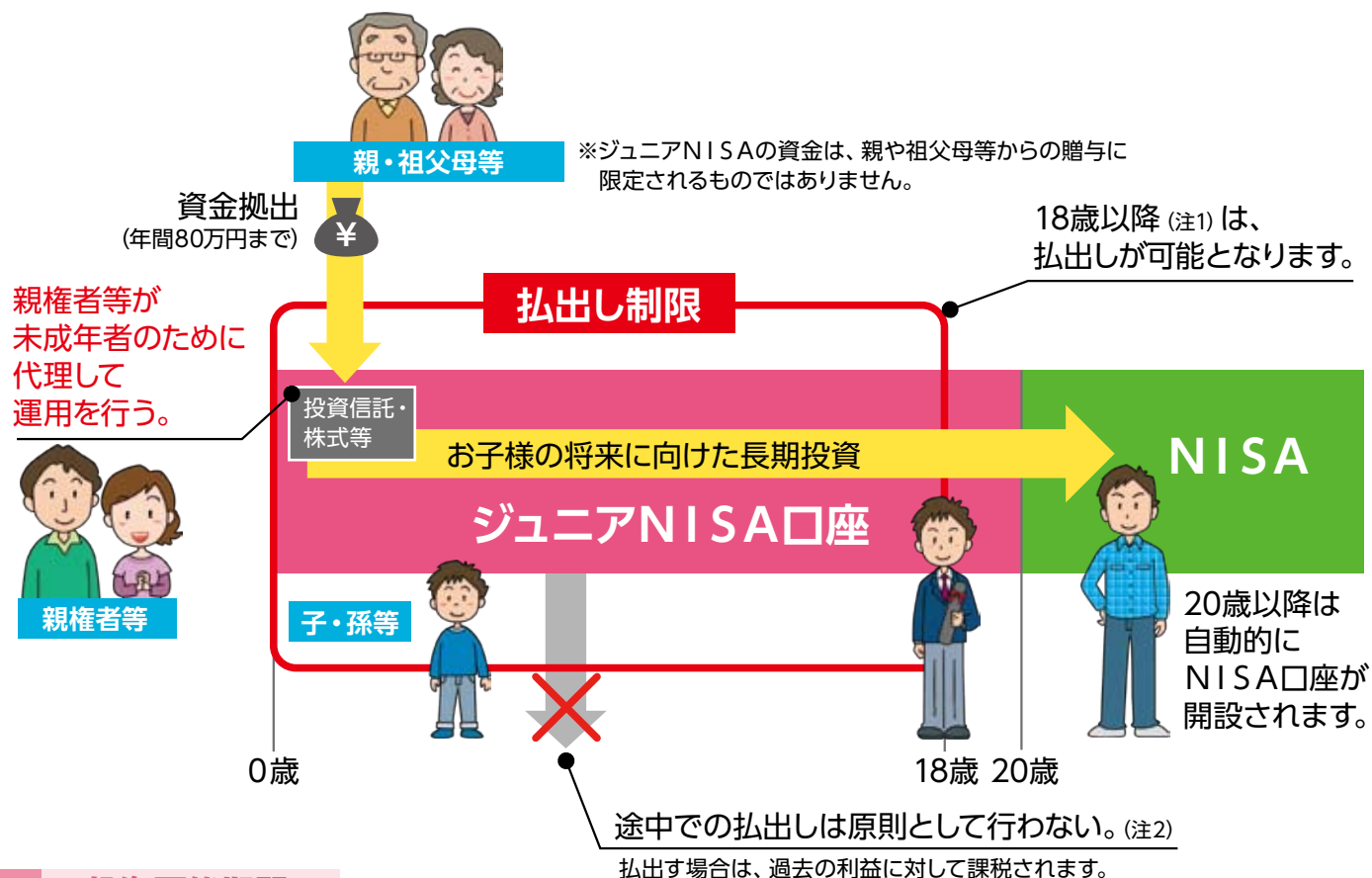
非課税期間 投資した年から5年間

投資上限額 年間100万円まで ※平成28年1月より120万円に拡大します。

非課税対象 上場株式、公募株式投資信託などの売却益や配当等 ※預貯金や債券(公社債等)は対象となりません。



■ ジュニアNISAのイメージ



投資可能期間

平成28年4月から平成35年まで

※平成35年末以降、当初の非課税期間（5年間）の満了を迎えても一定の金額までは、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。

運用管理

原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う。18歳^(注1)までは原則として払出しを行わない^(注2)

(注1) 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降（例：高校3年生の1月以降）

(注2) 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能

注意 点

- ・口座開設者が18歳^(注1)になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。^(注2)
(注1) 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降（例：高校3年生の1月以降）
(注2) 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能（このときもジュニアNISA口座を廃止することになります。）
- ・ジュニアNISA口座は、1人1口座。
- ・ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更ができません。（廃止後の再開設は可能です。）
- ・ジュニアNISA口座において投資できる金融商品や受けられるサービスは各金融機関によって異なりますので、ジュニアNISA口座申込みの際の金融機関の選択に当たってはよくご検討ください。
- ・収益（売却益・配当等）が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。（損益通算や損失の繰越控除はできません。）

お子様やお孫様の長期（最長20年）にわたる資産形成のための制度です。お子様やお孫様の将来に向けて、分散・長期投資など投資の基本を正しく理解してご活用ください。

口座開設の方法など…
詳しくはこちら！